

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学術研究報告投稿規程

(目的)

第1条 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における学術研究報告(以下「報告」という。)の投稿及び編集については、この規程の定めるところによる。

(発行)

第2条 報告の発行は、「東海学院大学短期大学部紀要」、「東海学院大学紀要」及び「東海学院大学研究年報」とし、原則として年1回発行する。

(投稿資格)

第3条 東海学院大学短期大学部の報告には、東海学院大学短期大学部(以下「短大」という。)の教員の学術調査研究に関する原著論文等を掲載する。ただし、共著者には、本学教員以外の者を含むことができる。

2 東海学院大学の報告には、東海学院大学(以下「大学」という。)の教員、大学院学生及び卒業生(大学教員が主指導教員となっている者に限る。以下同じ。)の学術調査研究に関する原著論文等を掲載する。ただし、共著者には、本学教員・大学院学生以外の者を含むことができる。

3 学術研究報告編集委員会(以下「委員会」という。)が所属以外の者の総説等の掲載を認めた場合、委員会は原稿を依頼することができる。

4 前3項に定めるもののほか、報告には本学教員の研究業績の表題並びに著者名を掲載することができる。

(原稿作成方法)

第4条 原稿の作成方法については、次に定める。

- (1) 紀要 「東海学院大学短期大学部紀要」及び「東海学院大学紀要」投稿の手引き
- (2) 研究年報 「東海学院大学研究年報」投稿の手引き

(原稿の提出)

第5条 原稿は、期日までに委員会に提出する。

(原稿の掲載順序)

第6条 原稿の掲載及びその順序は、委員会において決定する。

(原稿の割付)

第7条 原稿の割付は、著者が行う。ただし、原稿に編集上の問題等がある場合、委員会は著者の割付を修正できる。

(経費の負担)

第8条 次の経費は、著者負担とする。

- (1) 欧文校閲に要する経費
- (2) 抜き刷り代金

(原稿の校正)

第9条 著者校正は、原則として初校のみとし、校正の際、字句の追加・削除、又は文章の移動等を行わない。

附 則

- 1 この規程は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 この規程の適用に伴い、東海学院大学短期大学部研究機構規則及び東海学院大学短期大学部研究機構会議細則は廃止する。
- 3 この規程の適用に伴い、東海学院大学研究機構規則及び東海学院大学研究機構会議細則は廃止する。
- 4 この規程の施行に伴い、研究成果等の社会還元に関する規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

- 1 平成29年7月19日 一部改正